

## 令和4年度第3回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年8月26日（金）

○会長 定刻になりましたので、多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者数、13名です。全委員が15名ですので、過半数の出席がございました。多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条6項の審議会開催要件を満たしておりますので、御報告いたします。

なお、副会長、1委員が本日は欠席と御連絡をいただいております。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず、本日の使用する資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長 初めに、本日使用する資料の確認をいたします。資料がない方は挙手いただければ、事務局職員がお渡しに伺います。

なお、今までの審議会では右上に資料番号を記載した資料を事前に配付しておりましたが、今回の審議会からはパワーポイントによるスライドを活用した会議を行わせていただきます。

事前配付資料としてお送りした資料は、まず令和4年度第3回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第、A4片面印刷1枚及びパワーポイントのスライド資料、A4冊子1冊です。

ただ、大変申し訳ございませんが、パワーポイントのスライド資料は、直前に修正がございましたので、本日、左上に「当日差替え版」と記載したものを皆様の机の上に置かせていただきました。御確認をお願いいたします。

また、当日配付の参考資料として、「多摩市の1人1日あたりごみ排出量の比較」、A4片面1枚がございました。

それから、「多摩市×サントリーグループ、ペットボトルの水平リサイクルを始めます」と記載された資料、A4片面1枚がございました。

それから、A4片面1枚がございました。こちらは本日欠席の副会長からのメールです。

以上、不足はございますでしょうか。

なお、パワーポイント資料はA4片面につき、上下に2つのスライドを載せております。各スライドの右下に番号が記載してありますので、後ほど事務局からの説明を聞く際には、

お手元の資料の右下の数字で御確認をお願いいたします。

以上で、事務局からの配付資料の確認を終わらせていただきます。

○会長　それでは、次第に沿いまして、まず議事2、議題1に入る前に、事務局より本日の流れについて説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長　事務局より本日の流れについて御説明いたします。

本日の流れは、初めに前回第2回審議会でお示ししたごみ減量数値目標について説明をさせていただき、御審議いただいた後、数値目標の決定をしたいと考えております。

次に、前回第2回審議会では、ごみ処理基本計画の中の基本理念や排出抑制計画について説明をさせていただきましたが、本日は「収集・運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」「ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取組み」「その他ごみ処理に関し必要な事項」の説明をいたします。

その次に、「生活排水処理基本計画」について説明をさせていただき、最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○会長　説明ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして、議題1「ごみ処理数値目標」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○計画担当主査（施設）　それでは、1のごみ処理数値目標について、計画担当より御説明をいたします。スライド4もしくは画面を御覧ください。

初めに、多摩市のごみ減量目標についてです。前回の審議会でもお伝えした内容とはなりますが、令和5年度から新たな多摩市一般廃棄物処理基本計画におきましては、令和3年度を基準年度とした令和5年度から14年度までの10か年にわたる計画であり、ごみ減量の目標数値も同じく10か年の推計値から算出したものです。

数値目標は3つ定めており、1つ目がごみ排出量、具体的には燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみを14%削減することです。2つ目は、資源化率38%以上を目指すこと。3つ目は、焼却残さを資源化し、埋立て処分量0tを維持することです。

なお、前回審議会ではごみ排出量12%削減、資源化率37%以上と説明をさせていただいておりましたので、今回、ごみ排出量14%、資源化率38%以上へと目標の上方修正をさせていただきます。

続きまして、市民1人1日あたりのごみ減量目標の詳細についてです。スライド5を御覧

ください。前回第2回の審議会では資料7で毎年の数字を示しましたが、ここでは基準年度となる令和3年度、中間年度となる令和9年度、目標年度となる令和14年度の3つに絞って説明をいたします。

なお、画面上に示されています数字は、家庭系、事業系をそれぞれ合計したものとなります。こちらの詳細については、また後ほど改めて御説明をさせていただきます。

続いて、スライド6を御覧ください。次に、具体的に市民1人1日あたりのごみ排出量削減・資源化するための主な施策です。第2回審議会のときには、資料7、参考のA4の資料を用いて詳細数値の説明をいたしましたので、今回は細かい数値については割愛をいたしますが、実施すること、実施の検討をしていることについて御説明をさせていただきます。

まず初めに、食品ごみを適切に排出することによる減量です。燃やせるごみの中に含まれている手つかずの食品量や水分量、こちらは過去に実施した食品ロス実態調査や組成分析結果から推測できます。段ボールコンポストを用いた生ごみの堆肥化とあわせて、今まで以上に力を入れた普及啓発活動を実施し、多くの市民の皆さんが協力したくなるような取組を今後検討してまいります。

2つ目は、ミックスペーパーリサイクル、難再生古紙類のリサイクルの導入検討です。こちらは既に実施をしている先進地事例等も参考にしながら、資源化センター資源物選別等管理運營業務委託の受託者であり、実際に手選別も行っております多摩市リサイクル協同組合さんとも今後連携を図り、検討を進めていく所存です。

前回議論にもなりましたが、具体的には窓つき封筒やビールのマルチパック、感熱紙のレシート用紙など、いわゆる難再生古紙を選別工程で異物として扱うのではなく、雑誌・雑紙と同様に、資源化のできるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、3つ目になりますが、40リットルサイズのプラスチック収集袋を作成し、資源量を増やし、ごみ量の削減を推進します。こちらにつきましては、前回審議会の際には説明をしていなかった内容になりますので、今回新たに入れさせていただきました施策となります。

令和3年度燃やせるごみの組成分析の結果から、資源としてリサイクル可能なプラスチック7%が混入していることが分かっております。この中には、ペットボトルのラベルのように、今現在運用している20リットルサイズのプラスチック収集袋に入れることができるようなものから、20リットル袋に入らないサイズのプラスチックまで多岐にわたります。そこで40リットルサイズの袋を作成することで、ごみとして排出されているプラス

チックを適切に分別できるよう、普及啓発とともに取り組んでまいります。

続いて、スライド7を御覧ください。ここではスライド6で説明をしました資源化のための主な施策に取り組むことで、市民1人1日当たり燃やせるごみが82.8g削減、不燃ごみが4.8g削減、粗大ごみは6.4gの増加と推計します。これらを合算すると、令和3年度の基準年度から令和14年度の目標年度にかけてごみ量は81.2g削減し、削減率14%を達成します。

なお、スライドのグラフィックには、有害性ごみについては表示しておりませんが、各年度ごみ量に有害性ごみ1gを含んでおります。

また、資源については、施策に取り組むことで適正分別が進行し、令和14年度の目標年度までに14.1g増え、資源を含んだ総ごみ量としては67.3g削減、削減率は9.7%となります。

次に、スライド7で説明しましたごみ減量の内訳を家庭系、事業系に分けて、説明させていただきます。

まず、家庭系です。市民1人1日当たり、燃やせるごみが64.6g削減、不燃ごみが4.8g削減、粗大ごみは6.2gの増加となる推計です。ごみ量は、令和3年度の基準年度から令和14年度の目標年度にかけて63g削減し、削減率は14.1%となります。資源については、令和14年度の目標年度までに14.1g増え、資源を含んだ総ごみ量としては48.9g削減、削減率は8.6%となります。

なお、粗大ごみにつきましては、平成26年からコロナ前の令和元年度まで、多摩地域の26市中22市が増加しており、多摩市以外の自治体でも増加傾向となっておりました。そのような中、令和2年度にはコロナ禍における在宅勤務におけるデスク、チェアの買換えや片づけ機会が増えたことで、数量が急激に増加し、令和3年度の排出量は、28.0gとなりました。コロナ前の令和元年度の排出量が24.1gでしたので、その間で3.9g増加をしています。

粗大ごみを排出するきっかけの一つは、家具の買換え等がございます。画面上にデータはありませんが、総務省の家計調査(家計収支編)のデータによりますと、世帯における家具、インテリア等に関する年間支出金額は増加傾向にございます。家具メーカーの積極的な戦略や努力により、家具やインテリア販売におけるインターネット通販の普及や低価格帯商品の展開が進んでおり、今後も家具の買換えが進むと考え、新たな計画では増加を見込みました。

また、多摩市から転出者数が年間およそ6,200人から6,400人で推移をしており、転出による家具等の処分や死去に伴う遺品整理の影響も粗大ごみの増加要素として考えております。

続いて、スライド9で、事業系についての内訳の御説明をいたします。事業系につきましては、市民1人1日当たり燃やせるごみが18.4g削減、不燃ごみは±0g、粗大ごみは0.2gの増加となる推計です。ごみ量としては-18.2g削減をして、削減率は15.2%となります。可燃、燃やせるごみについては、ごみ量を減らすために、事業系燃やせるごみの中に入っている約3割の食品ごみ、これらの食品ロス削減や少量パックでの販売による売り切り、食べ残し残さリサイクルの普及啓発に取り組んでまいります。

また、同じく事業系燃やせるごみに入っている約3割の紙類がございます。これらの紙類の大半はオフィスから出ているものと考えますが、燃やせるごみに入れるのではなく、事業者さんが独自のルートでリサイクルできる仕組みづくりに取り組む予定でおります。

最後に、事業系燃やせるごみの中には約15%のプラスチックが混入しております。こちらはプラスチック類の適正分別の普及啓発に取り組むことで、事業系燃やせるごみの減量に取り組んでまいります。

続いて、2つ目の目標である資源化率について、スライド10で説明をいたします。資源化率につきましては、現在運用している計画では目標値を40%と掲げておりましたが、結果としてはおおむね34%から35%を推移し、基準年度となる令和3年度も34.0%となりました。

今後の推計を見ますと、令和4年度、5年度あたりは令和3年度実績を若干下回ることが予測されますが、ミックスペーパーの導入効果等を推計し、雑誌・雑紙のさらなる資源化が進むことや、40リットルプラスチック袋の導入による資源の適正分別と、燃やせるごみの減量が進むことを推計して、令和14年度に目標38%達成と掲げさせていただきました。基準年度から+4.2%向上となる見込みです。

続きまして、スライド11で、3つ目の目標である埋立て処分量0tについて説明をいたします。多摩市では、平成26年度までは燃えないごみなどから発生する不燃残さを最終処分場である東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場へ搬入し、埋立て処分を行ってまいりましたが、平成27年度以降、埋立て処分量0tを継続しております。これは新たな計画においても引き続き継続をしてまいります。

なお、最終処分場へ搬入する焼却残さは、焼却灰を原料としたエコセメントを生産し、エ

コセメントを活用した生コンクリートやコンクリート二次製品として再利用をしております。詳しくは後ほど、中間処理計画や最終処分計画の中で御説明をさせていただきます。

以上で、ごみ減量数値目標について説明を終わります。

○会長　それでは、皆さんから、ただいまの御説明についての質問、御意見をお願いいたします。G委員、どうぞ。

○G委員　9ページの事業系ごみ減量の数値目標の設定ですが、前提条件としてごみ手数料の値上げの件は含まれているのかいないのか、その点を確認させてください。

○会長　それでは、事務局からお答えください。

○計画担当主査(施設)　御質問ありがとうございます。事業系のごみ減量の施策として、ごみ手数料の引上げについてはここには含まれておりません。以上です。

○会長　よろしいですか。

○G委員　はい。

○会長　B委員、お願いします。

○B委員　今回からパワーポイントになって、資料がすっきりしたのはいいんですが、目標としては10年間で14.3%減量されるということで、過去10年の計画がたしか10%ですから、非常に高い目標でございます。前は金属・小型家電を不燃から大きく取ったとか、また無料で市民の持込みの剪定枝を、清掃工場で受け入れていたものが有料化して減ったというような、いろんな大きな施策があったんですが、スライド6で、これは主なことなので、これ以外にもあると思うんですが、この辺が非常に簡単になっていて、この程度で14%が本当にできるのかどうか、その辺が全く見えてこない。

今後の予定スケジュールも送っていただいた資料で見たんですが、次の10月、その次がパブコメに入るということで、事実上、次の審議会で中間答申のような形になると思うので、このペースでその辺の計画がうまくいくのかなというのがちょっと心配になりまして、お伺いしたいです。

1回目、2回目の審議会で、例えばきちんとこれをしていくには思い切って近隣都市に合わせて、手数料の見直しとか大胆なことをやっていかないと難しいだろうというふうに来ていると思うんです。またはもっと分別を徹底するとかあると思うんですが、その辺が全く見えてこなくて、1回目、2回目の話の内容の中の流れが反映されているのかされていないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○会長　課長、お願いします。

○ごみ対策課長 今回の14%という目標につきましては、先ほどのスライド6が全てではありませんけれども、一番効果的と思われるものはこちらの3つでございます。こういった施策を実施することによって達成できるであろうという推計に基づいたものです。ですので、逆に言うと、これらの施策をしないということになれば、14%の目標は達成困難ということになります。

スケジュールはお示ししたとおりですが、非常にタイトとは言えると思いますが、こういった施策が本当に実施可能なかどうかということも含めて、今回、御判断いただきたいというのが事務局からの希望でございます。

○B委員 はい、分かりました。

○会長 スライド6ですけれども、40リットルサイズのプラスチック袋、今まで20リットル袋のみでしたね。価格についてはもう考えておられるわけですね。

○ごみ対策課長 価格については、現在と基本的に単価は変わらず、大きさの分だけ上げるという考え方でおります。

○会長 分かりました。製造コストは、大きい袋のほうは当然かかりますよね。その辺は特に反映しないですか。

○ごみ対策課長 これから検討するところですが、基本的には反映しない方向で事務局としては考えております。

○会長 分かりました。

ほかに御質問、御意見がございましたらお願いします。F委員。

○F委員 ごみ減量について、目標は出たんですが、これは10年目標ですよ。10年間でこれだけ減らすということですか。これについてはあまりに低過ぎるんじゃないかと市民としては思います。努力しなくても、成り行きでこのくらいの減り方はするんじゃないかと思う。この目標でやるとなったら、CO<sub>2</sub>排出量実質0tにするという多摩市気候非常事態宣言とどういうふうにマッチングしたらいいのか、これでは分からない。

それで特に生ごみが燃やせるごみの中の大部分を占めるようになってきたという状況で、生ごみの減量を焼却じゃなくてやらないと減らないと思います。やり方としては、分別して、その分別した生ごみ系統のものを燃やさずに資源化する、ということを考えないと、この計画では全く減らないんじゃないかと思えます。

それには市民にも要求する、市としても相当努力をする、ということをやらないとこの前の10年間でもそうでしたけども、できそうな目標しか出してないと思われても仕方ない

と思う。ですから、もっと努力するような努力目標を高く上げないといけないと思う。

特に生ごみの資源化を進めてもらいたい。生ごみというのは資源です。燃やして解決する問題ではない。以前、農水省と話したことがあるんですが、食品残さの位置づけを今までしてなかったんで、食品残さの堆肥としての原料を認めるというのを交渉したことがあるんですが、10年かかってやっと食品残さも堆肥の原料になるというふうになりました。

20年ぐらい前ですけど、燃やせるごみの中の生ごみについては取組が立ち後れていきます。ですから、多摩市が率先してそういうものを進めていかないとまずいんじゃないかと思う。

特に、全部多摩市、行政の中でやる必要はないので、民間の施設とタイアップして、あるいは業者の方にもっといろんなアドバイスをしながら、減らしていくことを考えないと、これは実現しないと思います。いかがでしょうか。

○会長 課長、お願いします。

○ごみ対策課長 生ごみの削減についても、非常に重要な課題だと考えております。生ごみ削減も含めまして、前回、排出抑制計画について提案をさせていただきました。その中には、生ごみの削減の施策も提案させていただいたと思っております。今回のスライド6にお示しした施策は主な施策ということで、私どもとしてはインパクトの大きいものを代表的なものとして並べさせていただいた次第でございます。

○会長 副会長のメッセージを見ますと、早急に事業系の搬入手数料を見直せという御意見がありましたし、先ほどはG委員からも質問がありましたけども、そして今、F委員の生ごみの資源化と。事業系については手数料見合いというところがありますし、これは環境省も随分重点を置いているわけなんですけれども、事業系の手数料を見直して引き上げて、そして事業者さんにこういうリサイクルルートがありますよという形でお話をする、これが説得力を持つようになりますよね。

ということで、そういう意味では削減、資源化のための主な施策の中に『事業系搬入手数料の見直しの検討』、これは排出事業者さんにも理解していただかなければいけませんし、これは条例事項ですから、議員さんにも納得してもらうことが必要です。そういう行政の検討を積極的に推し進めていくという辺りの意気込みをここに盛り込むということではいかがでしょうか。

○F委員 燃やせるごみはほとんど減らないですね、10年間で。その気がないような感じがします。生ごみの資源化は既に町田市もやっていますけども、基本的には分別して資源

として使えるものが生ごみなんですよね。今、段ボールコンポストで我々はいろいろやっていますけど、決してダンボールコンポストで解決するなんて思ってないです。あくまでも資源化の啓発手段であって、みんながそれをやれるわけじゃないですよ。ある程度市民の人にも頑張ってもらって生ごみの分別回収をやるということをきちんと入れないと、10年間経っても少しも減らないということが起こると思います。

それをきちんと提示をして、それはぜひやってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○会長 課長をお願いします。

○ごみ対策課長 事業者に対する生ごみの資源化につきましては、現在も事業所への立入調査の際に、取組が進んでない事業者に対してはこういったリサイクル方法がありますよということを紹介する。こういったことによって資源化率を上げる、そんな取組を現在もやっております。また、今後につきましても、排出抑制計画の中に定めて実施していきたいと思っております。

家庭系につきましては、正直、行政収集で生ごみだけを収集するということはなかなかハードルが高いですが、現在の市民協働による段ボールコンポストの普及をまずは着実に実施する。また、それ以外の家庭系の生ごみの削減策につきましては、鋭意研究させていただきたいと思っております。

○会長 F委員がおっしゃる生ごみの可燃ごみとの分別回収ということですけども、非常に大きなリスクを伴う面がありまして、隣の町田市で今年開設した施設では、可燃ごみとして収集して、これを機械選別していますよね。機械選別のいいところは、臭い対策ができることです。生ごみだけ持ち込んで、収集車からホッパーに投入する。このとき物凄い臭いが出ます。新潟県の施設で、経験したんですけども、雨の日で、黄色い汁が多量に流れ、臭いが発生し、これは大変だ、という記憶がありますけど、町田市は可燃ごみとして収集し、機械で選別するので、搬入時の臭いの問題を避けることができる。これは非常にメリットかなと思います。

一番大きなリスクは臭いです。そういう意味では、町田、鹿児島、京都で実施している機械選別は、臭いの面で期待できるかなと思います。そのほかにもリスク要素はあると思いますが、臭いに関して機械選別は優れているという気がします。

ほかにはいかがでしょうか。G委員。

○G委員 今、ごみ減量の目標値の設定に対しての議論だと理解しているんですけども、

1人1日当たりごみ排出量の比較を、主に家庭系ごみの収集量の26市平均との比較と持込み量、この中に事業系ごみだけではなくて、家庭系の持込みもあるということなんですけど、大半が事業系ごみと想定してみると、多摩市のごみが多いのか少ないのかを見たら、事業系ごみが多いのは歴然としている部分なので、そうするとここ10年がそういう結果だとしたら今後10年、F委員からも出たように、成り行きでの数字だと、こういった形の目標なのかもしれないんですけども、少なくとも事業系ごみに関しての減量目標は、家庭系の14.1%削減とほぼ変わらない15%というのは、この10年の直近の実績を見てもちょっとあり得ないんじゃないかなと。

それには理由として、さっき冒頭でお尋ねしたごみ処理手数料の値上げが目標の中に入っていないので、検討事項を入れておいて、それを想定して目標値を設定するのが本来の姿じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○会長 前回審議会で議論した諸課題の取りまとめのところには入っておりますので、新しい計画の策定に当たっては、当然それは課題として盛り込まれるということになります。

○ごみ対策課長 表現を捉えるようで申し訳ありませんが、この目標は決して成り行きで定めたものではなく、先ほどの3つの主要な施策だけではなく、様々な減量施策を積み上げて推計したもので出したものです。だからこそ、前回の第2回審議会でご提示させていただいた資料よりも今回さらに積み増しをしたわけですが、根拠を持って積み上げさせていただきました。そこだけは御理解いただきたいと思っております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。M委員、お願いします。

○M委員 今回、「ACTA」に今までの多摩市のごみ量みたいなのが載っていて、分かりやすかったと思うんですが、この10年間の数値の動向として、事業系ごみ手数料値上げ等で減量が進み32%減、家庭系が5.5%減で、結果が13.3%で、目標達成です、とありました。

ただ、家庭系のごみが5.5%減である中で、今日の資料の『多摩市の1人1日あたりごみ排出量の比較』を見ますと、多摩市の順位が事業系は22位で、家庭系が16位、多摩市民としてはもう少し、頑張れる目標じゃないけれども、10位ぐらいを目指してみたい。できそうな目標でなくて、頑張っただけで少し動きが出るような目標を、市民も含めて、ごみ減量に努力しようという意識が薄れている状況になっているところなので、少しキャンペーンじゃないけれども、大きなところで打ち出しながら、動きをちょっとつけるような形で、この

10年頑張ればいいのではないかと思うと、もう少し頑張れるのではないかと今回の資料を見て思いました。

スライド6のこれだけではとても目標を達成するのは大変だなと思います。市民啓発も含めて事業系の手数料の値上げ等、いろんな施策を打って出ないと難しいと思っていますが、もう少し頑張れるというところを見せたいと思っていますところでは。

○会長 ありがとうございます。実はごみカテゴリーの捉え方で、総ごみ量、資源も含むと、今、8位でしたか。今まで7位のことが多かったんですが。

○計画担当主査（施設） 令和3年度ベースで8位になります。

○会長 そうですね。いいところにいる面もあるんです。だから事業系の排出原単位、これを1人1日あたりの形で排出原単位を取ると、多いんです事業系が。だから、そこが一つの攻め口だろうと思うんですけども、もう一つは総ごみ量でいいところにいる。家庭系、事業系を併せてリデュースを進めていって、一つでも順位を上げるという見方も取り入れてもいいのかなと思うんですけども、事務局でどうですか、御意見ありましたら。

○計画担当主査（施設） 今日、参考資料として、横書きの当日配付資料で、多摩市1人1日あたりごみ排出量の比較というものを配らせていただきました。

これは事前に私と副会長でお話をした中で、副会長からぜひとも作っていただけないかとリクエストをいただき、作成をしたものとなります。多摩地域ごみ実態調査が出典になっております。実はこれが昨日、8月25日に私の手元に届いたばかりでして、数字が完成したのは昨日の夜という資料となっております。

令和3年度の順位につきましては、御覧いただいているかと思いますが、あえて説明はしませんが、これもあまり参考になる話ではないのかもしれないですけども、令和3年度の数字をベースに、我々が今回推計した令和14年度の数字というのを入れると、どれぐらいの位置になるのかと。他市さんもこの後減量にももちろん取り組んでいきますので、必ずしもそのとおりになるとは限らないですが、今のままいくと、家庭系の可燃ごみが大体10位ぐらいになる数字になります。令和3年度の数字に、多摩市だけ令和14年度の数字を入れた場合の話です。

事業系につきましては、18.42g減量が進んで19位になる見通しです。総合は、令和3年度の家庭系可燃521.5gであるところが438.7g、順位が22位から11位になる予測です。

ごみ量（収集量+持込量）の総数として令和3年度が657.1gですが、令和14年度

は485.9g、順位とすると10位です。

これは本当に参考程度の数字になりますが、お伝えをさせていただきたいと思います。

○会長 ほかに御意見ございますか。F委員、どうぞ。

○F委員 市民との協働でやる活動として、生ごみの堆肥化のために分別回収をやる。それを今すぐやれとは言わないけども、10年の間にこれをきちんとシステムにするというぐらいの気持ちがないと、燃やせるごみは減らないですよ。まして、ここでCO<sub>2</sub>削減、ゼロにするという議会と市長が決めたことについて、我々はどうやったらこれに応えることができるかということの本気で考えないといけないと思っています。そのためには、焼却を前提にした今のごみ政策を基本的に変えないと駄目だと思っています。これは全て焼却炉に頼る政策ですよ。これを根本的に見直さないと、ごみの減量はできないと思っています。

ごみ対策じゃなくて、資源をつくる、資源化をする、というシステムに多摩市が変えないと、変わらないんじゃないかと思っていますので、ぜひそういう点をここに入れていただかないと、我々としては、環境会議でもいろいろ議論したんですが、これはあまりに安易だというのが皆の意見でした。そういう点ではもっと減量を本気でやる体制をつくってもらいたいと思っています。抽象的ですけど、そう考えています。

○会長 ありがとうございます。叱咤激励を頂戴したと感じております。

いろいろいただいた御意見も参考にさせていただいて、さらに策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それでは、議事の2に入ります。こちらはごみ処理基本計画についてです。

まず、収集・運搬計画について、事務局から説明をお願いします。

○清掃担当主査 清掃担当より、収集・運搬計画の説明をいたします。

スライド13を御覧ください。収集・運搬計画の目標は、安定したごみ収集を行うとともに、ごみの減量化・資源化が促進される収集・運搬体制を整備することにより、衛生的かつ快適な生活環境やまちの美化を確保することを目的とします。

スライドには、平成30年3月に発行しましたごみ資源の分別ガイドの6ページ及び7ページを抜粋した分別区分と収集方法を示しております。市民から排出され、収集しているごみ資源の種類は全部で12種類あり、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチックの3種類につきましては、皆様既に御存じのとおり、有料化しており、スライドに示します色の有料指定袋を購入していただき、排出をしていただいております。そのほかのごみや資源に

つきましては、有料指定袋による排出は行っておりませんが、各種類ごとに出し方、収集回数をスライドに示しますように定めており、市民の皆様にはごみ資源の分別ガイドやスマートフォンのごみ分別アプリを通じて、適正分別を普及啓発しております。また、詳細説明は省略させていただきますが、例えば汚れたプラスチックやボールペンは燃やせるごみへ、といったように、種類ごとにどのような品目が該当するかを定めております。

次に、スライド14です。スライドには、家庭系ごみの将来の排出予測量を示しております。右下のスライド5と7で説明しました市民1人1日当たりのごみ排出量を総量で示しますと、スライドの数値となります。燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみに資源を加えました総ごみ量は、基準年度である令和3年度の37,293tに対し、目標年度となる令和14年度には32,246t、結果として5,047t減量が進む予測です。

続きまして、スライド15です。収集・運搬計画の施策の展開の説明をいたします。

1つ目は、より一層ごみの減量と資源化を推進するため、収集区分や収集頻度の見直しを適宜行います。現在、リチウムイオン電池のマークが入っておらず、店頭回収に出すことのできないモバイルバッテリーの有害性ごみでの収集や、減量施策の中でも説明させていただきました40リットルプラスチック収集袋による収集の検討を進めております。

2つ目は、家庭系ごみの適正分別の普及啓発を進めるとともに、店舗や事業所など事業系ごみについても、基本的なごみ資源の出し方、ルールを徹底してまいります。また、一層のごみの減量化・資源化に向けて、より排出者責任を明確にし、効率的かつ有効な収集・運搬処理の在り方について引き続き検討してまいります。

なお、市民の皆様への普及啓発や周知によって、いかに分別意識の醸成を図れるかが、今後のごみ減量の大きなポイントになると考えております。

3つ目は、不法投棄防止推進のため、パトロール体制の強化に今後も努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○会長　ありがとうございます。

皆さんから御質問、御意見ございましたらお願いいたします。K委員、どうぞ。

○K委員　前々から思っていることですが、スライド14で燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ゴミ、資源という分け方をしているにもかかわらず、市民が見る、スライド13の分別区分と収集方法にはそういう分類はないんですね。そこが資源となるものがあるので、回収を皆さん頑張ってくださいという認識を市民に持たせることができ

いないんじゃないかと思っています。

表記についても、分類上の項目を市民にも、これが資源で、これは有害性ごみ、ということが分かるような区分の仕方をしていただきたいなと思っています、右側にあるものほとんどが資源になるのかと思うんですが、プラスチックは分類して資源になるというところ等も分かりやすくしていただけたらと思います。

○会長　いかがですか。事務局の受け止めとしましては。

○ごみ対策課長　市民目線の御提案ありがとうございます。今後、分別区分を市民の皆様にお知らせする際に参考にさせていただきます。

○会長　M委員、どうぞ。

○M委員　スライド15の収集方法の見直しのところで、モバイルバッテリーと40リットルのプラスチック収集袋の開始時期はいつと考えているかということ、それから収集が見直されるに当たって、ごみ・資源の分別ガイド等を変更する予定があるのかをお伺いしたいと思います。

○会長　課長から。

○ごみ対策課長　現在、ごみ対策課で想定しておりますのは、モバイルバッテリーを有害性ごみで収集を開始するのは、令和5年4月からを考えております。40リットルのプラスチック収集袋による収集の開始につきましては、条例に規定すべき事項でして、条例改正が必要になります。事務局としては、来年度議案を提出させていただき、令和6年4月1日に開始するのが最速のタイミングになると考えております。

カレンダー等の修正につきましては、適時そのときに併せて行わせていただきます。

○会長　G委員、どうぞ。

○G委員　スライド13ですが、これって計画じゃなくて、現状こうやっているという分別区分であり、収集方法ですよ。今現在、実績として、事業系ごみでもそうですし、あるいは家庭からの燃やせるごみの出し方でも分別が徹底されてなくて、実は資源化できるやつがたくさんあるんだよとかという課題が分かっているのであれば、それをこのごみ処理基本計画、今後10年としては、これだと全く今のままでいいんですよという出し方にしか見えないんですよ。多分、これが全てではないと思うんですけど、何かが不足しているから、今でも家庭系ごみでも事業系ごみでも分別が徹底されてない。それに対してどう取り組むかが全然出てないので、これって計画にならないんじゃないのか。

これだと今のままで十分なんですよと、我々やることはやってるんだと、できないのは市

民が気がついてないから駄目だと言っているのと同じような表現に見て取れて、本当に分別区分や収集方法は問題ないのかなど。あるいはその告知であったり、アピールであったりいろんなことを含めてここに出てこない、行政サイドとしては、収集区分と分別区分は全然問題ありませんと言っているのと同じように見えちゃうんです。そこは問題意識としてどう捉えていて、どうしようとしているか、そこがないのかなという感じになってしまいます。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 スライド13が現状の分別区分と収集方法であることは、御指摘のとおりです。

このたびの計画に基づいて、例えば40リットルのプラスチックの収集袋を新設したり、あとはミックスペーパーという収集区分を新設したりということになれば、当然この分別区分と収集方法の表も変わってまいります。その際に、市民の皆様に向けていかに分かりやすい表現にしていくかということにつきましては、先ほどのK委員の御指摘も併せて考えなければいけないことだと思っております。よろしく願いいたします。

○会長 ほかにいかがでしょうか。A委員、どうぞ。

○A委員 スライド13と14を見て、その食い違いについての御指摘もあったわけですが、区分の中で燃やせるごみや燃やせないごみ、ごみという表現をしているものがほかに有害性ごみと粗大ごみ、ほかはごみという言葉はついてないので、ほかは資源だという理解でいいかと思うんですが、そういう意味で見たときに、スライド14でごみと書いてあるものについては、排出がごみ減量政策によって減る予測かと思えます。有害性ごみについてもそんなに減ってはいませんが、基本的にはごみと書かれているものは減っていくものと理解できるわけです、唯一粗大ごみについて増えております。この点については何か理由があるのか。粗大ごみについては増えても構わないということなのかと理解してしまうんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○計画担当主査(施設) 粗大ごみについてなんですが、粗大ごみはコロナ禍をきっかけに片づけ等が進行して、増えつつあるという中で、総務省統計局の家計調査のデータのお話を先ほどさせていただいたんですが、家具の買換えが非常に進んでいることから、今後も買換えが進むだろうと考え、増加を見込んでおります。

また、多摩市からの転出者数が年間およそ6,200から6,400人で推移をしている

ことから、転出による家具の処分、死去に伴う遺品整理の影響も踏まえ、粗大ごみにつきましては増加と推計させていただいております。

○A委員 家具等が出るということですが、これについても何らかの策をやってもよろしいのではないかと。例えばリユース政策、不用品についてもこれを粗大ごみとして出すのではなく、中古市場の活性化を図るといった方法で、粗大ごみも減らすということが可能ではないかと思えます。ということから、粗大ごみについては増えてもいいという認識は望ましくないのではないかと思います。

一方で、資源についても、分別の不徹底でごみとして出されたものが資源に回るという意味で捉えれば、増えてもいいと思うんですが、そうでなくて、資源に回るから幾らでも購入して構わない、みたいなことになってしまうと意味がありませんので、この点についても資源が単に増えて構わないということだけでなく、分別の徹底によって、ごみとして出されている資源物を資源として蘇らせる視点が必要かと思えます。

排出予測についての見方として、基本にごみは減らす、資源を増やす、という単純な考え方でなくて、ごみについて基本的に合計した総ごみ量を減らすという視点で見ていく必要があると思えます。以上です。

○会長 ありがとうございます。そういう御提案、御意見ということで、事務局からコメントございましたらお願いします。

○ごみ対策課長 御指摘のとおりと思っております。粗大ごみについても、最近ではスマホのアプリで住民同士の交換を促すようなものがございます。こういったものの活用を考えたりと想定しております。次に、資源についても減らさなければいけない、これも御指摘のとおりだと思っております。リフューズ、リデュース、この辺りを資源についても働きかけていきたいと思っております。

○会長 神奈川県のある市で、市役所のロビーで市民団体さんが不用品交換会・交換市場を運用してまして、そこが結構にぎわっていて、市民の方が不用品を持ってきて、良いなものを持ち帰る。そういう交換会です。市民は持ち込める、持って帰れる。市外の方は持ち込めないけど、有料で安い。買って帰れるという感じで、すごくにぎわっていました。今はすぐ近くに市民会館ができて、そちらのフロアに移っていますけども、相変わらずにぎわっていました。そんなイベントみたいな感じで、運用していただける市民団体さんがおられればリユースの活性化ができるのかなと。

もう一つは、課長がおっしゃったんですが、アプリなどを利用したリユース事業者さんが

最近、割と人気があって、利用者が多いようですので、そういうところと連携して、連携するとどれぐらいの市民が利用されているとか、きちんとデータを出してくれますので、そういう形で市も不用品はこういうところも活用してくださいねみたいな形で。メルカリは、国際展開もやっているようですし、ジモティーも自治体と連携しながらやっているようです。そのほかにもいろいろあるようですが、IT事業者の活用などもあり得るということです。

ほかにはいかがでしょうか。J委員、お願いします。

○J委員 スライド15の施策の展開について、今、企業では、例えば先ほど粗大ごみについてのアプローチというお話を伺えたので、主な施策の展開が下に3つ書いてあるんですが、ごみであったり資源に対するアプローチが幾つか施策の中にはあるのかな、と聞いていて思ったので、この資料の中でも大きいものと小さいもの、というのを出してもらったほうが、粗大ごみは放置していいのという話が先ほどありましたが、実際は放置してないんですよ、というところが見えると思うので、市民としても、放置しているものはないんですよ、というのをもう少し見えるようにしてもらいたいなと思います。実際にごみ、資源に対してのアプローチというのはそれぞれアプローチがあって、その上で今回この3つにウエートを絞ってやっているという認識でいいのか確認させてください。

○会長 課長、お願いします。

○ごみ対策課長 本日、お手元のパワーポイントの資料は、主なものに限定した資料になっております。次回、この収集・運搬計画の素案につきましても、完成版と同じ詳細なものを御用意してお配りさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ほかに御意見ございますか。F委員、どうぞ。

○F委員 この計画全体がまだきちんと整合性が取れてないんじゃないかとは思いますが、資源化をきちんと位置づけるということで、燃やせる、燃やせないと分別していく仕組みを抜本的に変えてもらいたいと思います。

燃やすことによって、燃やせるごみで全て解決する、という考え方が基本にあると思う。それをなくさないと、ごみの資源化というのは進まないと思う。多摩市はごみ対策課ですが、本来だったら資源再生課か資源部、資源化するための組織でなければいけないんじゃないかと思っている。そういう観点でこれらを見直してもらいたいと思います。そうすれば物の考え方が変わると思う。資源化を基本にさせていただきたいと思います。

雑紙についても、紙の袋を配って、今、新聞の販売店がやっていますが、朝日はプラスチ

ックを使っていますが、紙の袋を配って、その中に雑紙を入れてもらう。そうすれば、雑紙は大幅に減ります。生ごみも分別をすれば、明らかに燃やせるごみは減っていきます。そういう点を動かすような仕組みを組織が考えないといけないと思っていますので、ぜひその点での見直しをしてもらいたいと思っています。以上です。

○会長 ありがとうございます。非常に貴重な御意見だったと思います。雑紙などの分別を習慣づけることが大事です。広報紙などでアピールしても素通りしちゃうのが普通だと思うんですが、おっしゃったように雑紙の保管袋、回収袋を全戸配布して、あるいはそういう回収袋の作り方などもつけて、ごみの出し方のガイドブックのようなものに挟んで全戸に送り届ける。そうすると、認知度を上げるだけじゃなく、実際にこれを使って雑紙を保管分別しようか、という方は必ず、どのぐらいか分かりませんが、1/3ぐらいの人に取り組んでいただいたら、だいぶ雑紙は減ると思います。そんなこともやってみる価値は十分にあると思います。

収集のところはよろしいでしょうか。

次に入りたいと思います。中間処理です。事務局から説明をお願いします。

○計画担当主査(施設) 次に、計画担当より、中間処理計画について説明をいたします。スライド16からの説明になります。

先ほどのスライドで説明させていただきました品目の中で、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、小型家電・金属類につきましては、指定の曜日にごみ収集車で収集し、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場へ持ち込まれます。清掃工場では、将来のごみ量やごみの質の変化に対応した処理方法で衛生的かつ安定した処理体制を維持するとともに、ごみの持つエネルギーの有効利用やごみの中の資源物の回収を図っております。プラスチックや瓶、缶、ペットボトル、古紙、古布類などの資源は多摩市立資源化センターへ運び込まれ、プラスチック、缶、ペットボトル、古紙につきましては手選別で圧縮・梱包の工程を経て、資源化をしております。

また、収集している資源ではありませんが、資源化センターでは市民の家庭のお庭や団地・マンション管理組合の敷地内から出る剪定枝、公園や学校敷地内から出る樹木、道路の街路樹など、公共施設から出る剪定枝をお持ち込みいただいたものに限り受入れを行っております。

次に、スライド17を御覧ください。写真に示しますのが、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場の全景となります。市が収集したごみは、八王子市、町田市、多摩市の3市で

構成する多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場で中間処理を行います。平成10年に更新された多摩清掃工場は、更新当時、最新の設備を導入し、850度以上の高温で焼却されることによりダイオキシン類の発生を抑制し、国の基準値はもとより、認証取得したISO14001で定めた自主規制値を大幅に下回る安全面と、環境面に十分配慮した中間処理施設となっております。

焼却時に発生する熱は回収し、隣接する市の公共施設である総合福祉センター、温水プールのアクアブルー多摩の冷暖房や温熱としてサーマルリサイクルをするとともに、発電機能を備えていることから、施設内の電力に充当するほか、このエコプラザ多摩など公共施設への電力需給も開始をしております。

燃やせるごみは焼却処理施設に搬入され、燃やせないごみ、有害性ごみ、粗大ごみ、小型家電・金属類は、不燃粗大施設に搬入をされます。また、粗大ごみのリユース品を販売しているエコにこセンターもございます。

各施設について御説明をさせていただきます。

初めに、燃やせるごみを搬入し、焼却処理をする施設です。焼却処理施設は平成10年3月に竣工し、令和4年度で稼働開始から24年が経過をしております。処理能力は1日24時間で200t焼却できる炉が2基あり、炉の点検期間を除いて常時運転をしております。

続いて、不燃粗大ごみ処理施設となります。不燃粗大ごみ処理施設につきましては、手選別、機械選別を使って、各ごみ類に入っております携帯電話ですとか小型家電等から貴金属類を回収するなど、有価物を回収して資源化する施設となっております。

続いて、リサイクルセンターです。通称、エコにこセンターと呼ばれている施設で、平成14年3月に竣工し、展示ホール、多目的室、リサイクル工房、ストックヤードを設置しております。先ほどの全景写真の中で少し説明をさせていただきましたが、エコにこセンターでは粗大ごみとして搬入された家具等の中からピックアップしたものをきれいに清掃して、リユース品としての販売を行っております。

次に、スライド21で、焼却処理施設への将来の搬入予測量をスライドに示します。焼却処理施設では燃やせるごみとして収集し、搬入されたものに加え、焼却残さ、具体的には不燃・粗大ごみ処理施設に搬入された燃やせないごみ、粗大ごみから資源を取り除いたものが搬入されております。不燃・粗大ごみ処理施設に搬入された燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、小型家電・金属類の約20%が資源化されて、残りの約80%が除去家電として焼却処理施設へ搬入されました。

続いて、写真に示すのが、多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）となります。分別収集された資源物の中間処理は、平成11年度に稼働を開始したエコプラザ多摩で実施しております。

エコプラザ多摩は渡り廊下を介して、市職員の事務室や計量を行う管理棟、プラスチック、瓶、缶、ペットボトル、古布の資源化を行う選別保管棟、古紙、剪定枝の資源化を行う草枝資源化棟、これら3つの建物で構成されております。

続いて、スライド23になります。エコプラザ多摩は平成11年度に稼働を開始して、稼働開始から19年目となる平成30年度から5か年にかけて各プラント設備の改修工事を実施し、プラント設備機器の延命化を図りました。

参考までですが、稼働開始から30年目となる令和11年度には、第二次多摩市ストックマネジメント計画及び多摩市立資源化センター長寿命化総合計画（現在策定中）、これら計画に沿って建築物の大規模改修工事を実施し、施設の延命化を計画しております。

また、資源化センターは、平成9年4月に施行された容器包装リサイクル法に基づき分別収集された瓶類、缶類、ペットボトル、古紙類など種類ごとに受入れをし、選別・圧縮・梱包・保管し、リサイクル業者へ出荷をする施設です。平成20年度からは有料指定袋による容器包装プラスチック、製品プラスチックの一括回収も開始し、ごみの減量化・資源化率の向上に寄与しております。

施設の処理能力は、開業当初は1日5時間の運転で45tでしたが、平成20年にプラスチックの資源収集を開始したことや剪定枝のチップ化が可能になったことで、現在は5時間で61tの処理能力へ向上いたしました。

続いて、中間処理計画の施策です。1つ目は、中間処理施設における安全面に配慮した中間処理です。多摩清掃工場では、令和5年度に平成10年の施設更新から25年を迎えるに当たり、施設の性能を安定かつ長期に維持し、有効に活用することが求められております。そのため、プラント設備に関する最新技術の動向を注視し、今後の清掃工場の建て替えなど、ライフサイクルを意識した計画が必要になります。

2つ目は、資源の効果的な再利用化の促進です。資源化センターでは、ごみの減量、適正分別、普及啓発活動、施設見学などを通じて社会経済、ライフスタイルを見直し、市民、事業者などと一緒にそれぞれの立場で役割を認識し、循環型社会の形成を推進します。

また、資源化センターでは、効率的な資源の再利用が図れるよう選別品質の向上に配慮するとともに、周辺環境や維持管理に細心の注意を払い、効率的な運営を今後も心がけてまい

ります。

以上で説明を終わります。

○会長　それでは、皆さんから御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。N委員、どうぞ。

○N委員　環境組合のNです。多摩清掃工場のことについて丁寧に御説明いただいてありがとうございました。1点、意見と、それから御指摘をさせていただきたいと思います。

1点目の指摘ですが、17ページの写真ですが、これは随分古い写真かと思いますので、もし本文等で使われるときには最新の状況の写真をお使いになられたほうがよろしいのかなと思いましたが、お伝えしておきます。

2点目といたしましては、スライド24のところなんですけど、先ほどの口頭の説明では随分詳しく説明していただいていたところがありますが、多摩清掃工場は平成24年から3年ほどかけて延命化工事などの処置、対応などもしておりますので、ここの延命期間という表現がどのようなものなのか分かりにくかったところがありますので、記載については少し御検討いただければと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。課長から。

○計画担当主査（施設）　まず初めに、写真についてですが、今回ごみ対策課で行っている環境出前教室等で使っている写真をこのたび併用させていただいた次第です。計画にはおそらく写真は載せないと考えておりますが、もし万が一、載せることになった際はぜひ資料提供等、御協力をいただけますと幸いです。

続きまして、スライド24の1の安全面に配慮した中間処理の中の延命期間のところにつきまして御意見をくださいませ、ありがとうございました。こちらにつきましても、素案で記載をする際に十分注意、検討した上で記載をさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長　ほかに御意見ございますか。特に御意見ないようでしたら、最終処分に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○計画担当主査（施設）　引き続き計画担当より、最終処分計画について説明をいたします。

スライド25になります。多摩市の家庭から排出されるごみは、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場で焼却処分をされた後、焼却残さ、焼却灰を多摩地域の25市1町で構成される東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場へ搬入をしております。

す。この処分場は、日の出町の町民の皆様の御理解、御協力により設置された最終処分場であり、最終処分場を一日でも長く利用できるよう、ごみの分別と減量を推進する必要があります。スライドに東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場の全景を示します。

次に、エコセメント化施設について説明をいたします。東京たま広域資源循環組合に搬入された焼却残さは、エコセメント化施設で焼却灰を原料としたエコセメントを生産し、再生利用しております。施設は平成18年7月に稼働を開始し、それ以前は埋め立てていた焼却灰となりますが、再生利用、資源循環が促進されたことで埋立て処分の対象物は不燃残さのみとなり、埋立て量は大幅に減少しました。

なお、平成30年度以降につきましては、二ツ塚処分場では埋立て処分を実施しておりません。

続いて、焼却残さの将来の搬入予測量です。基準年度となります令和3年度実績が、こちらの2,803tに対し、目標年度となる令和14年度は2,293t、計画期間内に510t減少（減少率-18.2%）する予測となります。

なお、搬入された焼却残さは、全量エコセメント化され、資源として再生利用されております。

続いて、最終処分場の施策の展開について説明をいたします。

1つ目の最終処分場の長期活用です。二ツ塚処分場の使用期間は、平成10年度の使用開始から16年の埋立て終了の予定でございましたが、平成18年度からエコセメント化施設が稼働を開始したことで、30年以上まで延伸可能となり、埋立て処分場を長く有効に活用でき、リサイクルに貢献しております。

そのエコセメント化施設は、稼働開始から20年目を迎える令和8年度から数年かけてプラント設備機器の大規模改修工事を行い、延命化を図る計画があり、現在、東京たま広域資源循環組合と構成市、一部事務組合では検討が進められております。

また、東京たま広域資源循環組合では、計画的に最終処分の延命化を図るため廃棄物減容化基本計画を策定し、組織団体へごみの減容化を促進しております。多摩地域においては、市街化の発展等から、今後新たに最終処分場を確保することは極めて困難であり、利用させていただいている自治体としてはより一層減量・資源化を進め、埋立て処分量0tを継続する必要があると考えております。

2つ目の施策の展開につきましては、エコセメントの利用促進です。焼却灰をエコセメントとして再生利用し、多摩地域のリサイクルをさらに進めることが、最終処分場の長期利用

に貢献をします。したがって、構成市である自治体は、市の公共施設の設計、施工管理する部局などへエコセメントの積極的な活用を促していくことが重要であると考えます。

また、エコセメント化施設で焼却灰を原料として生産されたエコセメントにつきましては、道路のL型側溝や舗装ブロック、コンクリートベンチ等のコンクリート二次製品に加工されるほか、J I S規格、いわゆる日本産業規格の生コンクリートとして利用されております。

多摩市では、市が発注する公共工事でコンクリート二次製品を活用した施工を行った実績が多々あるのと同時に、多摩市役所内にあります広場には、エコセメント事業のシンボルマークなるエコタローの形をした、エコセメントを活用したコンクリートベンチが2台ございます。次回、多摩市役所へ足を運んでいただいた際には、ぜひ実物を御覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。皆さんから何か御意見とか御質問がございましたら、お願いします。F委員、どうぞ。

○F委員 焼却残さの搬入をしているんですけども、tあたり幾らになるのか教えてもらえますか。

○ごみ対策課長 tあたり単価は今手元にございませんで、お時間をいただきます。よろしお願いいたします。

○会長 ほかの御質問ございましたら。M委員、どうぞ。

○M委員 1つだけ。エコセメントの利用促進のところではいろいろ利用されているとありますが、今のところ需要と供給がバランスよく、全部うまく利用されているのかどうかだけお願いします。

○会長 お願いします。事務局から御説明ください。

○ごみ対策課長 細かい情報は伺っておりませんが、東京たま広域資源循環組合としては、現在生産されているエコセメントは全て市場で商品として売却されていると伺っております。

○会長 各自治体とも、公共土木事業等を実施するときは率先して使うとしていますね。ほかにいかがでしょうか。

先ほどのF委員の御質問でエコセメントのtあたり処理コスト、これは後で出てきますか。

○ごみ対策課長 次回にお答えさせていただけたらと思います。

○会長 分かりました。ほかにいかがですか。A委員、どうぞ。

○A委員 エコセメントの利用促進ということになります、公共事業等で使われているというお話だったんですが、一般のセメントに比べて割高なのか割安なのか、教えていただければと思います。

○計画担当主査（施設） 一般的なセメントと比べて金額的には、詳細な金額まで伺ってはないですが、あまり変わらないと伺っております。まだまだこのエコセメントは知らないところが多いという意識があり、そこを広めていくことが大切なのかなと思います。

○A委員 ありがとうございます。

○会長 ニッ塚最終処分場は、エコセメントのパイオニアです。太平洋セメントの技術で設置をしたいと思います、今は東京23区も一部事務組合がエコセメント化をやっています。年間6万tとかやっているんじゃないでしょうか。

ほかにかがですか。それでは、次にまいりたいと思います。次はごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取組みです。事務局からお願いします。

○ごみ減量推進担当主査 それでは、スライド31を御覧ください。

④ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取組みについて御説明いたします。

1つ目は、廃棄物減量等推進員です。自治会、団地組合の管理組合様からの推薦により廃棄物減量等推進員を委嘱し、会全体会議や研修会を通じてごみに対する理解を深めてもらい、地域のごみ減量と適切な処理のために市の施策への御協力や地域住民の啓発を実施しております。令和4年3月31日現在、151団体からの推薦をいただき、169名の方に委嘱をしております。令和3年度は、多摩市から排出されたごみがどのように処理されているかをはじめ、処理施設の現状や課題等への理解を深めてもらうために、多摩清掃工場と日の出町にありますニッ塚最終処分場の見学、またうまくごみを出せない、ごみ出しのルールが守れない高齢者、特に認知症の方などにどう接していけばよいか、そういった理解を深めていただくための研修も実施しました。

また、令和3年度、新型コロナウイルスの拡大に伴いまして、例年実施しているごみゼロデーやキャンペーン啓発の活動、またごみ減量等推進員の全体会議の開催は見送りましたが、こういった活動も行っております。

2つ目は、廃棄物減量等推進審議会、本審議会になります。本審議会は、多摩市民の方、多摩市内の事業者の方、廃棄物処理業者、資源回収業者、学識経験者の方、幅広い関係者の多摩市自治基本条例に基づく市民参画により、一般廃棄物の減量化を推進していくための方策について審議をしております。令和3年度は会長、副会長を含め12名の方に委員を委

嘱し、審議会を4回開催いたしました。

3つ目は、たまごみ会議です。平成12年7月に市民、事業者、行政が自らの役割を認識し、お互いに協力できるような意見交換の場としてたまごみ会議を設置いたしました。たまごみ会議は、資源化部会、啓発部会で構成され、お互いの協力を図りながら、ごみ減量・資源化の活動に取り組んでおります。令和3年度は月例会議の実施と、市内4校に環境出前教室ということで出向きまして、御協力をいただきました。

4つ目、その他の協働の取組みとしては、エコフレンドリーさんが業務委託を受託しまして、多摩市役所の本庁舎1階ロビーで実施している多摩市転入者向けのごみ分別説明の窓口、そういったものに協働で取り組むことにより、市民のごみ減量意識の向上を図っております。

以上で御説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。

何か御質問とか御意見ございますか。B委員、どうぞ。

○B委員 取組というと、先ほど一番最初に出た削減の施策と非常に関係してくると思うんですが、23年前ダストボックスが廃止されたときは非常にまちがきれいになったんです。このところ、私散歩するようになりまして、ごみ置場をよく見ますが、非常に汚いです。きれいなところはもちろんきれいですけども、この辺が推進員さんの取組、確かにかなり負担になると思うんですが、実際にこの辺、機能しているのかどうかというのをいつも疑問に持ってます。

私、市内のマンションで管理組合の役員が輪番で回ってきたので、理事会に出ています。管理会社から来ている管理人さんから、ペットボトルの中にプラマークの、もちろんペット素材のプラがありますから、例えば油を使ったドレッシングの容器とか、あれはプラマークですけど、その他プラに入れなきゃいけないんですが、ペットに入っている。こういった人、いつもこれは変わらないから、理事会でどうにかしてくれということであつたんですね。

当然監視カメラがありますから、言っても駄目だったら、特定して、その人本人に注意してほしいというふうにあつたんですが、その辺もそういったところを見ている方がいれば、何らか。全戸配布して、この辺、ちょっと心当たりの方、やめていただけないかというふうにやったら、本当になくなつたんです。

また、あと1回、集積場にテレビが置いてあって、小型家電のつもりで、多摩市小型家電という小さいテレビが出ていて、当然収集業者は持ってきませんから、置いてあつたと。そ

れに対しても特定するかどうか理事会でやってくださいということで、その方にもやっぱり全戸配布で、その人をターゲットにやらなきゃいけないので、どうしてもやめない場合は監視カメラで見て、誰が出したのか特定して注意しようとなったんですが、排出元で分別のことをきちんと徹底していかないと、本当に削減というのはできないんじゃないか。G委員もおっしゃっていましたが、今までのとおりやっていたら、今までの減り方にしかならないと思うんです。

確かに難古紙、難再生古紙もあるかもしれないですが、例えば難古紙といっても感熱紙のレシートは仕方がない、毎日出るからそれはなるかもしれませんが、例えばティッシュペーパーの箱ですけれども、取り出し口のビニールだけ取っていただければ、きちんとした白板紙としてリサイクルできます。窓つき封筒の半透明なグラシン紙は、紙をそのまま資源化してもいいと製紙メーカーは言うておりますのでいいんですが、プラスチック系のセロハンの窓は、セロハンの部分だけ剥がしていただければ全然問題なく資源化できる。あえて別な分別をしなくても雑紙類で出していただければいいものです。

そういった基本的な徹底、地域の推進員さんだけに負担をかけるんじゃなくて、マンションの管理人だったり、いろんな方にもうちょっと一緒に取り組んでいく姿勢を先ほどの最初の削減の目標と施策の中にきちっと書いていかないと、何も変わらないような気がします。ということをどこかで資料に盛り込んでいただきたいと思ひまして、意見をさせていただきます。

○会長 不適正排出対策ですね。事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 分別の徹底のための啓発、これについては減量等推進員さんも取り組んでいただいています。ただ、地域によって取組の度合いが違うというところは、御指摘のとおりだと思います。推進員さんによって毎年変わる地域もあれば、ずっと同じ方が継続されている地域もあるという中で、私どもとしては、毎年、推進員さんに対する講習会等を開いたりボランティア講座を開催して、高齢者に対してどうやってごみ分別を語りかけるかという観点でも講習会を開いたりしています。

また、このたびの一般廃棄物処理基本計画で、仮にミックスペーパーの資源化ということで実施しようということになれば、それだけでもまた地域の皆様にいかに知っていただくかということが大きな課題になりますので、まずは廃棄物減量等推進員の皆様、それから各団地の管理組合の皆様、こういったところに順次、そういった知識を広げていくことが私ども次の課題になるかなと認識しています。

○会長 よろしいですか。

○B委員 はい。

○会長 K委員、どうぞ。

○K委員 今のお話の続きですけど、委員が169名いるというのを今伺ってすごく驚いたんですが、この数の推進員の方がいらっしゃるということを知するほうが、市民にとっては有効だと思うんです。私の団地にそういう推進員の方がいるんだ、ということを知らない方が圧倒的に多いと思うので、そういう方がいらっしゃるという、例えば団地名だけでも公開していただけると、相談をするということができると思います。

あと、エコフレンドリーさんが多摩市の転入者向けのごみの捨て方案内をしているのは、知っていますが、そういうことも告知が非常に少なく、多摩市役所には皆さん頻繁に行かれますので、そういったときにちょっとしたごみの捨て方を聞くことができますよ、という案内の仕方をしていただけると、何も転入者向けに限ったことではなくて、ちょっと聞けないなと思うようなこともここだったら聞けますという案内をしていただけるといいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。大体自治会・町内会というところが選出母体ですよ。ですから、それぞれの選出母体においてアナウンス、お知らせをしていただくのが一番いいのかなと思います。

○B委員 自治会に限らず、もうちょっと日当を払ってでも熱心な方に地域を見回っていただきたいです。

○会長 推進員さんについては、見回りをされているときなどに分かるような帽子とか腕章とか、ユニフォームみたいなものはあるんですか。

○ごみ減量推進担当主査 特に日常で使ってもらうものはないです。

○会長 そうすると、住民の方々に今年の推進員さんは誰々さんです、というお知らせがあるといいですね。

○B委員 前もお話ししたことがあるかもしれませんが、例えば九州の水俣とかは非常に熱心に分別されていて、資源回収、行政回収の収集日になると推進員が待ち構えて、二十何種類の箱やボックスがあつて、そこでこれは違う、蓋はしっかり取る、ラベルは剥がす、など、推進員にあたる方がしっかり指導して、あそこの場合はインセンティブがあつて、そこで出た資源の代金は全部地域がいただける。収集・運搬のトラックは自治体が出すけども、資源で売れた部分の代金は地域の財源になるということで非常に熱心です。

何らかインセンティブをつけてでも、またさっき言ったように日当を出してでもそういう熱心な方に地域を、自治連でもかなり熱心な方が回って、非常に熱心に、特に愛宕とかあの辺は昔から熱心だったんですけど、無関心な地域というのは全く無関心ですから、本当に嫌々、仕方がないと。連合会から出せと言われたから、推進員の名前だけ登録している。幾らか、少ない費用でお金をもらっていたみたいですが、そういった形だけじゃなくて、本当に機能するような何らか新しい形を考えていかないと、地域の分別というのは本当に全く変わらないと思っております。

○会長　ありがとうございます。G委員も御意見あるんですね。

○G委員　実は自分も廃棄物減量等の推進員を四、五年やっているんですけども、この取組のタイトルはすごくいいと思うんですよ。多摩市に169人推進員がいても、実は組織的にはそれぞれの町内で孤立というか、1人がやっている感じで、直接的に自治会や管理組合や何らかの組織と結びついているかということ、実はそれぞれ本当に独立した形になっている。というのは、その年度の役員の中の誰かが推薦を受けて推進員になる場合もあれば、1回になるとそのまま継続的に、自治会の役員とは別にずっとやっているケースとかいろいろあって、年にたしか6,000円ぐらい推進員の手当って出ているんですけども、それは実際は活動年度の終わった翌年6月に支給される形なので、やっている年度と合っていない部分があるんです。

1つは、組織活動・協働の取組みというのは、物凄くいい取組方とされていて、具体的には、地域の中の廃棄物減量等推進員が何かほかの、例えば自治会と連携、管理組合と連携、あるいは民生委員と連携など、組織とつながって一緒にやるという形を取っていただけると、縦割りではなくて、ごみに関してある程度教育も受けて研修も受けて、どうしたらいいかのルールも教えられるんだけど、それを1人でいきなりやれるかということ、実は169名全員ができるわけではなくて、もう何年も担当されていて色々な収集方法や分別方法に詳しい方は、たしか年に1回、会議・学習会があります。そのときグループミーティングがあって、そのときにすごく感心したのが、永山のタウンハウスの5-34の推進員の方が、毎週1回必ず収集場所をチェックして回る。それで出ているのが悪ければ事前にそこに注意のビラを張ったりとか、あるいはさっき言われたように、誰ができてないのかを特定して指導するようにやっているという、熱心にやっている方もいれば、言葉は悪いですけど、ピンキリです。

年に1回のそういった学習会に参加して、普段はほとんどそういった啓蒙活動なりチェ

ックもやられていない委員もいて、自分も推進員でやっていて、時々、年度によっては何もやってなくていいのかなと思いつつも活動しているんですけど、1つは年に1回は活動報告を求めてもいいと思うんです。どういった活動をされて、それが有効だったですか、あるいはどういった問題を抱えているか、結構推進員の方って、地域でのごみの分別収集とかで実情をよく把握されていると思うので、その情報をできるだけ吸い上げて、もう一つは、活動の上では1人でやるのは大変なので、自治会との協働、管理組合との協働、あるいはほかのいろんな委員が地域にはいらっしやると思うので、そういった組織とここで言う協働ですよ。ごみ推進員が1人でやるのではなくて、そういうイベント的なものを年に2回ぐらい例えば仕掛けるとか、何かやられると推進員がもっと活用できるんじゃないか。

グループミーティングを聞いていても、実はあんまりやれてないんです、やり方分からないんですという方と、さっきの5-34の推進員のように物すごく積極的にやっている方とすごいギャップがあるなという印象です。

自治連の立場でいくと、実は自治連の加盟団体って多摩市に112団体あって、加入率が56%なので、多摩市の特徴として自治・町会だけじゃなくて、管理組合も自治連に組み入れているので、全体で200を超える、多摩市に登録している自治会、管理組合、町会があるんです。

ですから、さっきの151団体ということからいくと、恐らく50か60の団体は、逆に廃棄物減量等推進員が任命されてないことになるので、そういった空白エリアもあるんじゃないかと思えますので、その辺は逆に、自分、自治連の委員をやっているんで、そういった情報があるので、行政の縦割りじゃないですけど、そこの横の協働みたいなことも考えられるのかなと、さっきB委員の話聞いていて思いました。

○会長 ありがとうございます。任命されても、何やっていいのかわからないという方がやっぱり多いんでしょうね。そういう意味では推進員サポーターみたいな、1人だけじゃなくて、一緒にやってくれる方も逆に推薦してもらってという形で、やっぱり複数おられたほうがいいですよ。最低2人はおられるという形だといいですよ。

○G委員 あと、団体によっては年1回しかごみ清掃はやられない、永山6丁目はそうなんですけど、確かに行政的には年2回ぐらいごみゼロデーとごみ清掃デーと、どう違うかよくわからないんですけど、昔から年1回やればいようになってしまうんです。だけど、やると結構出はいいです。皆さん、隣近所を考えて、ごみ清掃デーは例年11月にやっているんですけど、すごくたくさん出られるんです。それを今後、行政としては年2回を各団体、

自治会等に働きかけて、そうすればそういった機会、意識もそのタイミングで高まると思うので、それも一つの提案かなと思います。

○会長 貴重な提案もしていただきました。2人にしてずれを持たせて、2年任期なら2年任期で、経験のある方と初めての方という組み合わせでやるのも一つですね。いろいろ工夫を推進員さんと話し合っていていただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長 次に、その他ごみ処理に関し必要な事項について、事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 その他ごみ処理に関し必要な事項について、7点、御説明をさせていただきます。

1つ目は、広域処理体制の確立です。東京都からは、令和7年度をピークに都内の人口が減少傾向に転じることを踏まえ、今後、行政が行う事業の広域化や連携強化がますます求められております。現在の一般廃棄物処理事業は、23区では既に広域処理が実現されておりますが、多摩地域では一部の地域で一部事務組合が設置されているという状況でございます。今後、多摩地域の各自治体が共同で行う広域的処理、広域的リサイクルの調査研究に積極的に取り組み、多摩地域における新しいごみ処理システムの検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目は、条例等の法制度の整備です。令和4年4月にはプラスチック資源循環促進法の施行など、ごみ処理については多様化が進行している状態です。これらの新たな制度に対応するため、多摩市でも条例等の整備を適宜行ってまいります。

3つ目は、国や都への要請です。排出抑制に関する法律の充実や施設整備等への財政的な援助、リサイクルルート整備等への支援を国や都へ要請してまいります。

4つ目は、関係業界に対する要請です。包装の適正化、製品の規格の統一、製品の素材の表示、販売ルートによる回収体制の整備などについて、関係業界に対して要請してまいります。

5つ目は、職員の資質向上です。積極的に研修への参加を促し、職員の資質向上を図ります。

6つ目は、廃棄物に対する災害対策です。多摩市では、平成30年度に多摩市災害廃棄物処理計画を策定いたしました。多摩市が被災した際には、処理計画に沿ってごみ処理、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、災害時における衛生環境の維持を図ります。

最後に7つ目は、デジタルトランスフォーメーションの推進です。業務環境の激しい変化に対応するため、データ及びデジタル技術の推進を検討してまいります。具体的には、例え

ば、現在、電話受付にて対応している粗大ごみの申込み受付などを、システムを導入することで、電話の混雑等の影響を受けることなく、また24時間いつでもシステム上から申込みを可能とすることなどでございます。より正確かつ円滑に市民の利便性の向上を図るため、今後、デジタルトランスフォーメーションの推進を検討してまいります。

以上でございます。

○会長 皆さんから御質問とか御意見ございましたらお願いします。特に御意見はないでしょうかね。

生活排水処理基本計画に入りたいと思います。

○計画担当主査（施設） 生活排水処理基本計画について説明をいたします。スライド34を御覧ください。

初めに基本方針になりますが、1つ目は生活排水の適正処理です。し尿、生活排水の収集及び処理、浄化槽汚泥の処理等を適切に実施することで、市民の衛生的な生活環境を維持いたします。

2つ目は、下水道の整備・普及促進です。市内の生活排水は、将来的には全て公共下水道により処理することを基本とし、水洗化の促進や下水道施設の整備充実を検討いたします。

次に、スライド35の表に平成29年度から令和3年度の処理形態別人口推移を示します。計画処理区域人口とは、多摩市の人口を指し、下水道人口は公共下水道を利用している人口を指しております。多摩市の人口の実に99.79%の方が公共下水道を利用しております。

なお、水洗化されているエリアでは、トイレから出る汚水とキッチン、お風呂から出る雑排水を同時に合併処理する浄化槽人口が、平成30年度、令和2年度ともに、こちらの数字です、22名となりましたが、令和3年度からは21名となっております。トイレから出る汚水のみ単独処理する浄化槽人口、単独処理浄化槽人口となりますが、令和2年度までは171名でしたが、令和3年度には170名に減少をしております。また、トイレが水洗化されていないくみ取りを実施しているエリアの人口につきましては、134名で、一定の数値で推移をしております。

次に、多摩市の下水道の現状について、スライド36となります。各年度公共下水道の計画決定面積及び整備率につきましては、表の数値のとおりとなっております。なお、下水道普及率は、令和3年度末時点で人口比の約100%、面積比の99.84%となります。

次に、生活排水処理のフローを示します。一番下の公共下水道を利用して排出された生活

排水は、東京都下水道局の施設で、稲城市の多摩川に面して設置された多摩川流域下水道南多摩水再生センターへ直接流入し、生活排水を処理した上で多摩川へ放流しております。

一方で、非水洗エリアでくみ取りした生し尿や浄化槽からくみ取られた汚泥、生活雑排水は、多摩川衛生組合のし尿処理施設へ搬入し、生活排水の処理及び排水希釈をした上で、多摩川流域下水道南多摩水再生センターへ放流しております。

生活排水処理基本計画について、以上で説明を終わります。

○会長 ただいまの取組について、御質問、御意見がございましたらお願いします。B委員。

○B委員 10年前の計画を作ったときにもと申し上げたと思うんですが、現計画の本編81ページに水質調査の部分が10年前の計画であるんですが、マイクロプラスチックの項目を入れておいたほうがいいんじゃないかと思う。そのとき、浮遊物質量にあたるのかもしれないという解釈だったんですが、質問した記憶があるんですが、具体的にこういった御時世ですし、また市としてもプラスチックの削減に対しての取組をされているさなかなので、1つ項目を入れてもいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○会長 事務局からお願いします。

○計画担当主査(施設) 現計画の本編81ページに前回の計画の河川水質調査の表があるかと思うんですが、今度の新しい計画におきましても、令和3年度の水質調査の結果を最新としたものを更新して、載せる計画で考えております。

今お話をいただきましたマイクロプラスチックにつきましては、こちらの河川水質調査を行っていますのが環境政策課の事業となりますので、環境政策課とも一度調整をした上で検討させていただければと考えております。以上です。

○会長 よろしいですか。

○B委員 生活から出ていく、流れ出るところなので、河川での調査、実際に多摩川にどれぐらい多摩市が流しているのかということ进行管理していくことが重要かと考えます。

以上です。

○会長 たくさんの御意見を頂戴してありがとうございました。

それでは、事務局から報告事項をお願いします。

○ごみ対策課長 事務局から、ペットボトルの水平リサイクルに関する協定について御報告を申し上げます。お手元に本日配付いたしましたA4、1枚の資料がございます。これ

に沿って御説明いたします。

多摩市とサントリーグループは、令和4年8月25日付でペットボトルの水平リサイクルに係る協定を締結いたしました。

事業の概要としましては、多摩市が多摩市内から収集した使用済みペットボトルをまたペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」のリサイクルを令和5年4月から開始いたします。多摩市内からメーカーを問わずいろいろなペットボトルが集まってまいりますが、これを全量、サントリーグループ様の指定するリサイクラーに引き渡し、これを全量使ってサントリー様が自らの販売する飲料の容器として使うペットボトルを作る。こんな事業になっております。

多摩市にとっての意義ですけれども、1つは、多摩市プラスチック削減方針というものを今年策定いたしました。この中で掲げたペットボトルの水平リサイクルの実現に資するということ。

2つ目に、「4R+リニューアブル」の実現に資するということ。この4Rリニューアブルが先ほどのペットボトルの水平リサイクルの目的になっております。

3番目に、サントリーグループの「ボトル to ボトル」技術でペットボトルをリサイクルすることで、化石由来資源を使って作られるペットボトルと比較してCO<sub>2</sub>を60%削減できると考えております。

そして4番目に、サントリーグループ様の御協力のもと、多摩市の子供たちに対する環境教育にも力を入れてまいります。

市民の皆様にとっては、これまでとペットボトルの分別、出し方については変わりはありません。エコプラザ多摩で選別・圧縮・梱包した出荷先が変わるだけでございます。

以上、御報告でございます。

○会長 ありがとうございます。

皆さんから何か御質問とかございますか。M委員、お願いします。

○M委員 せっかくこういう取組をするので、市民の皆様は今までどおりでいいですみたいなのではなく、きちっと分別してペットボトルを回収できるように、もう少し啓発に力を入れるためにこれをPRしたらいいのではないかと。今までどおりでいいですではなく、もっとちゃんと蓋とラベルを外すということを徹底的に啓発していくべきではないかと思いません。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 これまではエコプラザ多摩で集めたペットボトルが何に生まれ変わることが分からなかったわけですが、これからはこのメーカーのこの商品に生まれ変わるんですよという説明が可能になります。このことを積極的にPRし、市民の皆様にさらなる適正な分別、具体的にはキャップをきちんと外す、ラベルを外す、中をすすぐ、こういったことを呼びかけてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○会長 ほかにございますか。J委員、お願いします。

○J委員 サントリーグループさんとの関係性ができたというところもあると思うので、啓発でラベルを剥がすというのがありましたけども、今ラベルレスというペットボトルも出てきているので、せっかくこういう機会なので、サントリーさんにはどんどんそういうペットボトルを採用してほしいという声を上げていくことも大事かなと思います。残念ながら日本のものづくりのメーカーは比較的、自分のところでそういうことをするというよりも、市場からの声によって動くところはかなり大きいと思いますので、せっかくサントリーとのつながりがあるのであれば、そういった活動もやっていくととてもいい方向に行くのかなと思いました。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。という御意見です。事務局から。

○ごみ対策課長 サントリーからは、小学生に対する教育だけではなくて、市民に向けての啓発についても御協力いただけるという声をいただいておりますので、これから協力して進めてまいりたいと思っております。

○会長 よろしいですか。大体御意見は承りましたか。

それでは、次第の3、今後のスケジュール、事務局から御説明をお願いします。

○計画担当主査（施設） 皆様、長時間ありがとうございました。

最後に、スライド38、今後のスケジュールについて、事務局より御説明させていただきます。

次回、令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会につきましては、前回お伝えした日程から特に変更はございません。令和4年10月7日金曜日午後2時から、この会場で開催いたします。内容は、これまでの審議を受けまして一般廃棄物処理基本計画の素案を作成いたしますので、素案についての御審議となります。

4回目の審議会が終わった後になりますが、次年度から動き出す新たな計画のスタートに向けまして、計画の素案について広く市民の皆さんに御意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント実施の期間は、令和4年10月14日金曜

日から11月4日金曜日の3週間を予定しております。

その次の予定になりますが、令和4年度第5回多摩市廃棄物減量等推進審議会の開催です。開催の日時は令和4年11月21日月曜日。今までは午後2時～開催していたんですが、この日につきましては午前10時からの開催とさせていただきたく考えております。会場につきましてはこの会場で、内容につきましてはパブリックコメント実施を受けての一般廃棄物処理基本計画（決定案）についての御審議並びに多摩市長への答申内容についての説明となります。

また、審議会としての多摩市長への答申につきましては、令和4年12月上旬を予定しております。こちらは会長並びに副会長と事務局で執り行いたいと考えております。また、改めて日時についても御相談させてください。

事務局から説明は以上になります。

○会長 次回審議会ですが、10月7日金曜日14時～、この会場で開催いたします。開催通知、スライド作成、資料の配付等、事務局にて引き続き準備をお願いいたします。

本日は二十数分ちょっと時間をオーバーしました。大変お疲れになったと思いますけれども、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —